○帯広市自然環境保全地区保全計画(案)

1 保全地区の名称 ヌップク川源流部河畔林群

2 保全地区

(1)位置

帯広市昭和町西1線112番1外、5筆(別添、位置図のとおり)

(2)区域

帯広市昭和町西 1 線 112 番 1、112 番 2 の内、112 番 3 の内、及び 114 番 2 の内、114 番 3 の内、114 番 4 の内、並びに 112 番 1 地先、112 番 2 地先及び 114 番 4 地先の河川敷地 (別添、区域図のとおり)

(3)面積

2.6ヘクタール

(4)土地所有関係

民有地及び市有地

意義

3 指定理由

ヌップク川源流部河畔林群 は、帯広市街地から南に約16kmの位置にあり、ヌップク川第1支川の両岸側に成立している林分で面積がおよそ2.6haである。

林冠を構成する樹種はハルニレ、ヤチダモ、ミズナラであり、その他エゾイタヤなどが見られる。林床はミヤコザサが優占しているが、右岸側には養魚施設が存することから、人為的影響を受けた裸地も見受けられる。

一方で、当地の下流と上流には既存の帯広市自然環境保全地区が2か所あり、ヌップク川流域に連続する河畔林の一部として動植物の生息及び移動にとって重要な緑地である。また、林内にはヌップク第1支川が流れていることから、区域内には多様な環境が成立し、絶滅の恐れがある種を含む多くの植物種が確認されている。

したがって、帯広市自然環境保全条例第10条第1項第1号「動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している山岳、丘陵、森林、草生地、渓谷、河川等の区域」に該当するものとして、自然環境保全地区に指定する。

4 保全計画

(1)保全すべき自然環境の特質

ア.植生

本地区の植生は、高木層にハルニレ、ヤチダモ、ミズナラが、亜高木層にミズナラ、低木層にエゾイタヤ、ヤマグワが、草本層にミヤコザサ、トクサがそれぞれ優占している。特筆すべき事項として、樹木のうちハルニレは胸高直径 100 センチメートル(胸高周長 340 センチメートル)に及ぶ大径木が、草本種にエゾハリスゲ(IB 類) エゾハナシノブ、チドリケマン(II 類)以上 3 種の絶滅危惧種が見られる点が挙げられる。

(2) 自然環境の保全に関する基本的な事項

保全地区においては、極力人為による自然環境の改変を来さないよう行為の規制を図るとともに、関係機関並びに地域住民との緊密なる連携のもとに有効適切な保護監視体制の整備に努め、地域の自然環境の保全を図るものとする。

また、本地域において、人や家畜等の立ち入り等による植生の損傷、動物への影響を生じさせないよう適正な指導を行うものとする。

(3) 自然環境の保全のための制限に関する事項

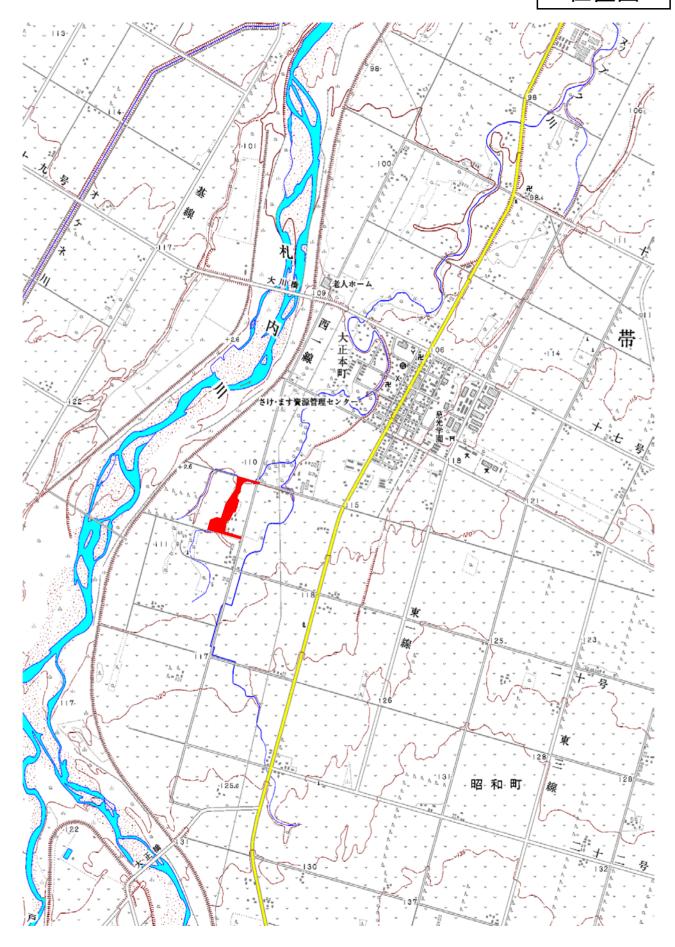
- ア.本地区の自然環境を保全するため、地区内における工作物の新築、土地の形質の変更、動物の捕獲、樹木等の伐採、鉱物の採掘、水面の埋め立て、人為による河川・池沼等の水位水量の増減、広告物の掲出等の行為の許可申請又は届出等に対しては、帯広市自然環境保全条例及び同条例施行規則の趣旨に基づき、厳正に対処するものとする。
- イ.地区の自然環境の特質に鑑み、当該自然環境に悪影響を及ぼす行為等が行われ ないよう監視指導に努めるものとする。

(4) 自然環境の保全のための施設に関する事項

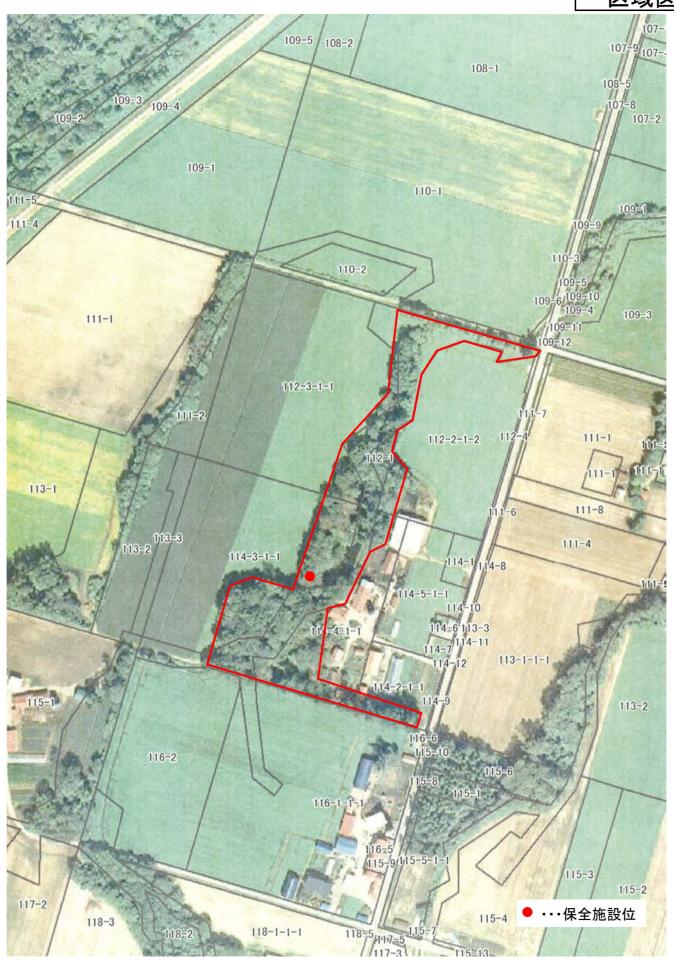
本地区の自然環境を保全するため、標識類の保全施設を次のとおり設置するものとする。

設置箇所 別添図面(区域図)のとおり 施設の種類 標識その他これに類する施設

工 種 新設



区域図



保全地区標識の概観

		100cm以上					
		(保全地区の名	称)				
(保全地区の区 (指定の目的) (指定年月日)	或の略図)					6 0 m 以 上) ; 1
				帯広市			
					120c	پر m:	以上

付近の主たる樹林地及び自然環境保全地区



ヌップク川源流部河畔林群 I 貴重種の確認箇所及び分布概略図

